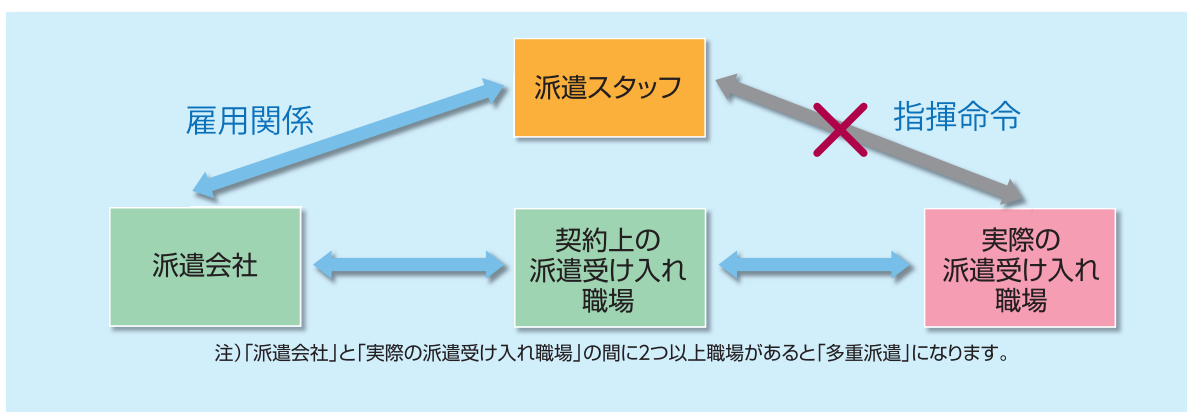


○二重派遣、偽装請負

■二重派遣や偽装請負になっていませんか。これらは違法行為になります。

- ・派遣会社から受け入れた派遣労働者を、さらに別の企業など（顧客企業など）に派遣し、その企業の指揮命令の下で働かせる「二重派遣」（多重派遣）は職業安定法に違反する行為となります。[図表 2-1-2]
- ・請負契約においては、発注者は請負労働者に指揮命令はできません。請負であるにもかかわらず指揮命令をすることは「偽装請負」と呼ばれ、派遣法違反となります。

[図表 2-1-2] 違法行為となる二重派遣



○紹介予定派遣

■職業紹介を予定して派遣をする「紹介予定派遣」という制度もあります。

派遣スタッフとして受け入れてから、派遣受け入れ会社と派遣スタッフの両者の希望が合えば、派遣受け入れ会社が派遣スタッフを直接雇用します。

[図表 2-1-3] 紹介予定派遣の仕組み

